

# 沖縄県地域リハビリテーション連携指針

**高齢者フレンドリー社会を支える地域リハ  
～自分らしいシニアライフをいつまでも～**

令和8年3月

沖縄県

## 目次

はじめに.....	3
1. 指針策定の趣旨.....	3
2. 高齢者保健福祉計画との関係.....	4
3. 「高齢者フレンドリーなまちづくり」を支える地域リハビリテーション.....	5
第1章 地域リハビリテーションの基本的考え方.....	6
1. リハビリテーションとは.....	6
2. 地域リハビリテーションとは.....	6
3. 地域リハビリテーション活動支援事業.....	7
第2章 地域リハビリテーションの現状と課題.....	8
1. 沖縄県の人口推計.....	8
2. 地域リハビリテーション活動支援事業の実施状況（令和7年3月現在）.....	8
3. 県内専門職従事者数.....	10
4. 県内専門職の職域分布.....	11
5. 地域リハビリテーションに関する人材育成体制.....	12
第3章 地域リハビリテーション推進にあたっての基本理念.....	13
<<基本方針>>.....	13
1. 沖縄県リハビリテーション支援センターの設置及びセンター機能の充実.....	13
2. 市町村による地域リハビリテーション活動の充実.....	13
3. 医療機関・介護施設等の協力及び専門職団体との連携により、専門職を継続的かつ安定的に派遣できる体制の構築.....	13
4. 専門職の人材育成.....	13
5. 住民、医師、専門職の地域リハビリテーションに関する理解促進及び意識向上.....	14
6. 多職種による情報共有等の連携強化.....	14
7. 地域リハビリテーション推進に係る施策の事業評価の実施.....	14
第4章 沖縄県地域リハビリテーション支援体制の整備と関係機関の役割.....	15
1. 沖縄県地域リハビリテーション支援体制図.....	15
2. 関係機関の役割（期待される役割）.....	16

はじめに

## 1. 指針策定の趣旨

本県では、2040年にかけて高齢者人口の増加と現役世代の生産年齢人口の減少が進行する中、特に後期高齢者人口においても、全国を大きく上回る伸び率で増加し2040年以降も増加し続けることが見込まれています。そのため、各市町村において地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組が進められていますが、今後はさらに高齢者の個々の生活課題にあわせた介護予防・自立支援に資する具体的な施策を推進することが重要となります。

また、県では心身の機能の低下があっても、これまでの生活を継続でき、多様な選択肢がある「高齢者フレンドリー」な社会の構築を目指し、官民が連携した多様なサービス、活動の創出に向けて取り組んでいるところであり、このようなサービス、活動の創出においても、地域リハビリテーションに携わる専門職（以下「専門職」という。）の専門的知見に基づく技術的な助言は重要となります。

このため、令和7年度に県医師会やリハビリテーション関係団体等で構成される「沖縄県地域リハビリテーション推進協議会」を立ち上げ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域リハビリテーション支援体制の構築に取り組むこととしました。

県では、県や市町村、関係機関が連携を図り、地域リハビリテーションの充実・強化を図るため、「沖縄県地域リハビリテーション連携指針」を策定しました。

本連携指針では、超高齢社会の進展に伴い増大するリハビリテーションニーズに対応し、県民一人ひとりが住み慣れた地域で、その人らしく尊厳をもっていきいきと暮らし続けられる社会を実現することにより、地域で暮らす住民の生活の質（Quality Of Life）の向上に貢献することを目指します。特に、高齢者に対する自立支援・重度化防止の効果的、効率的な実施に資することを目的に、その実現に向けた関係機関とのネットワーク機能や連携体制の構築を目指します。

さらに、災害時の要配慮者の心身機能の低下や生活不活発病を防ぐため、県 JRAT と連携した災害リハビリテーション支援体制の構築を目指します。

## 沖縄県地域リハビリテーション推進協議会

### <目的>

だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、医療・保健・介護・福祉及び住民が一体となり自立した日常生活の支援に取り組む地域リハビリテーションの推進を目的として令和7年度より設置。

### <役割>

- 以下について協議会委員の意見を聴取し地域リハビリテーションの推進を図る。
- ・ 地域リハビリテーション支援の適切かつ円滑な推進に関すること
  - ・ 地域リハビリテーション支援体制に係る連携指針に関すること
  - ・ 沖縄県リハビリテーション支援センター、地域リハビリテーション支援センターの指定に係る調整に関すること

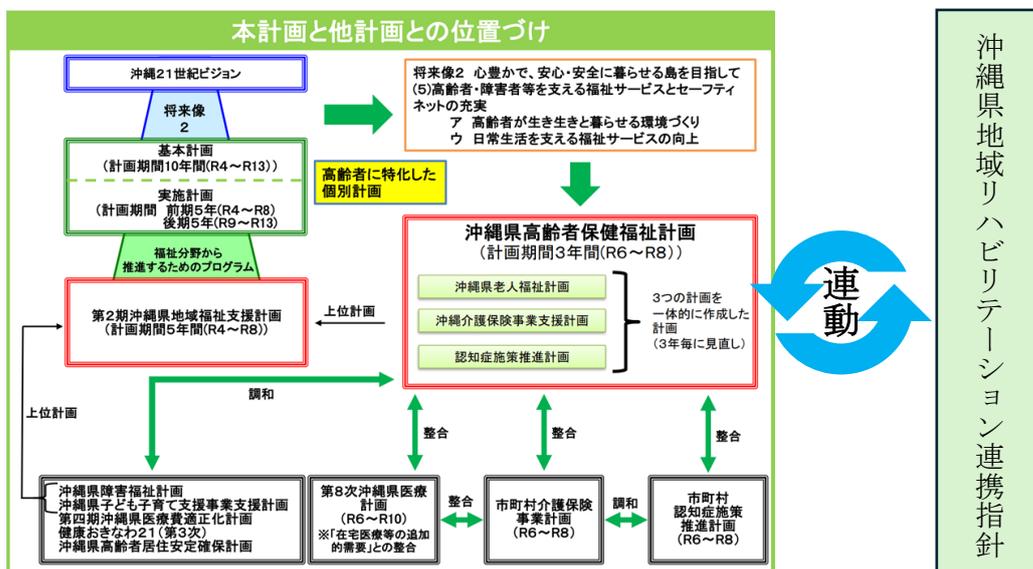
### 協議会構成団体

沖縄県保健医療介護部	沖縄県介護支援専門員協会
沖縄県医師会	沖縄県老人保健施設協議会
沖縄県歯科医師会	沖縄県慢性期医療協会
沖縄県薬剤師会	沖縄回復期リハビリテーション病棟協会
沖縄県栄養士会	市町村（浦添市）
沖縄県歯科衛生士会	沖縄県介護保険広域連合
沖縄県リハビリテーション専門職協会	

## 2. 高齢者保健福祉計画との関係

地域リハビリテーション推進に係る施策の事業評価については、ロジックモデルを活用しアウトカム（初期→中間→分野）や指標を設定し、アウトカムの達成に資する施策を高齢者保健福祉計画に位置付け、一体的に事業評価を行います。

事業評価の際は、アウトカムに連なる施策の整合性やインパクトについて評価を行い、必要に応じて施策の見直しや新たな施策を検討し、3年ごとに策定される高齢者保健福祉計画へ反映します。



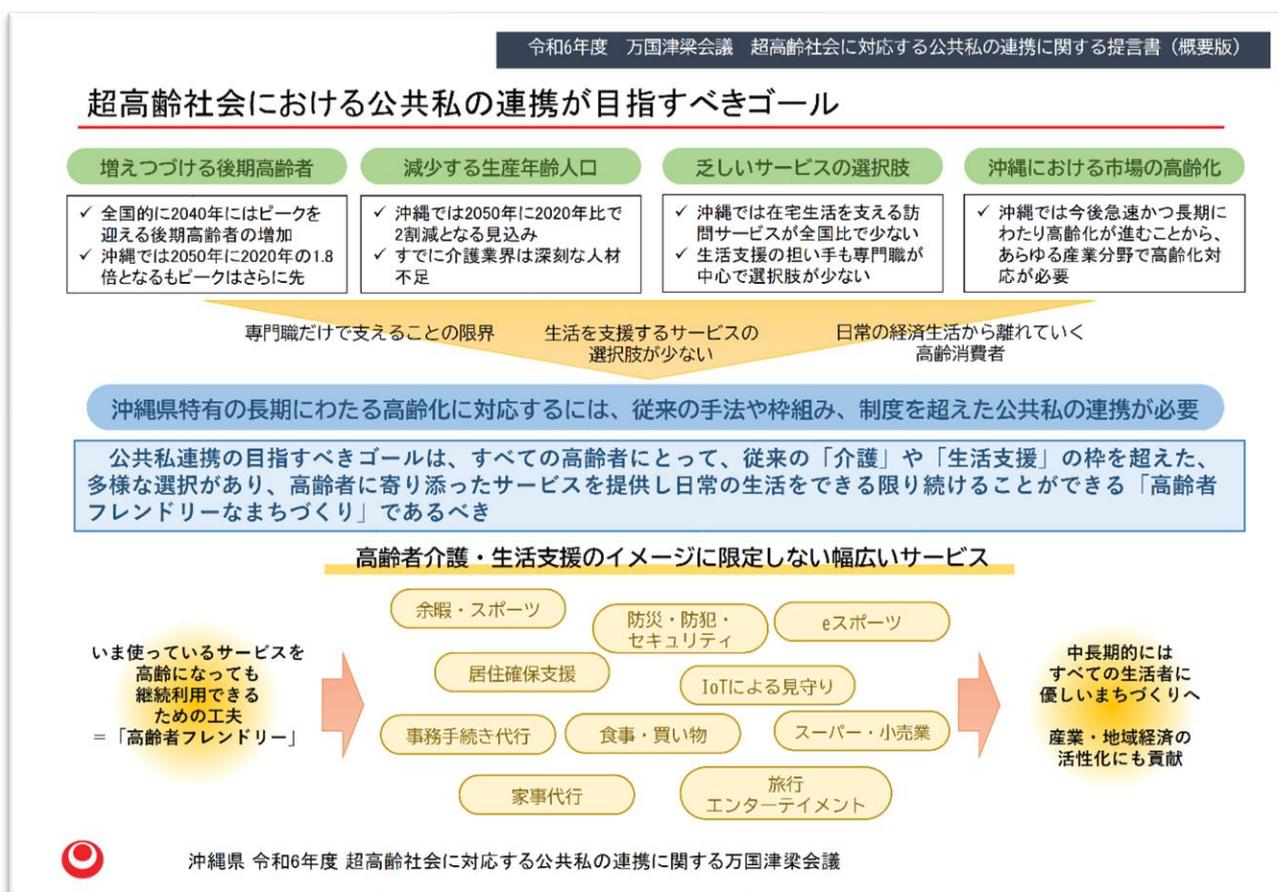
(高齢者保健福祉計画より一部抜粋)

### 3. 「高齢者フレンドリーなまちづくり」を支える地域リハビリテーション

令和6年度に開催された「超高齢社会に対応する公共私連携に関する万国津梁会議」では、要支援や要介護の高齢者だけでなく、すべての高齢者にとって多様な選択があり、高齢者に寄り添ったサービスを提供できる「高齢者フレンドリーなまちづくり」を目標とすることが提言されています。

民間事業者の視点では、要支援や要介護の高齢者への対応の不安などからサービス提供を躊躇する状況も考えられるため、高齢者フレンドリーなまちづくりに向けた地域リハビリテーション支援として、専門職が通所・訪問サービスや住民主体の通いの場への支援のみならず、民間事業者が提供する市場サービスにおいても専門的知見を発揮し、サービス提供者の不安の解消により、高齢者が通い続けられる・利用し続けられるサービス提供の一助を担うことが期待されています。

そのため本県が目指す地域リハビリテーションの姿では、民間事業者へのリハビリテーションに関する支援も想定した支援体制の構築を目指します。



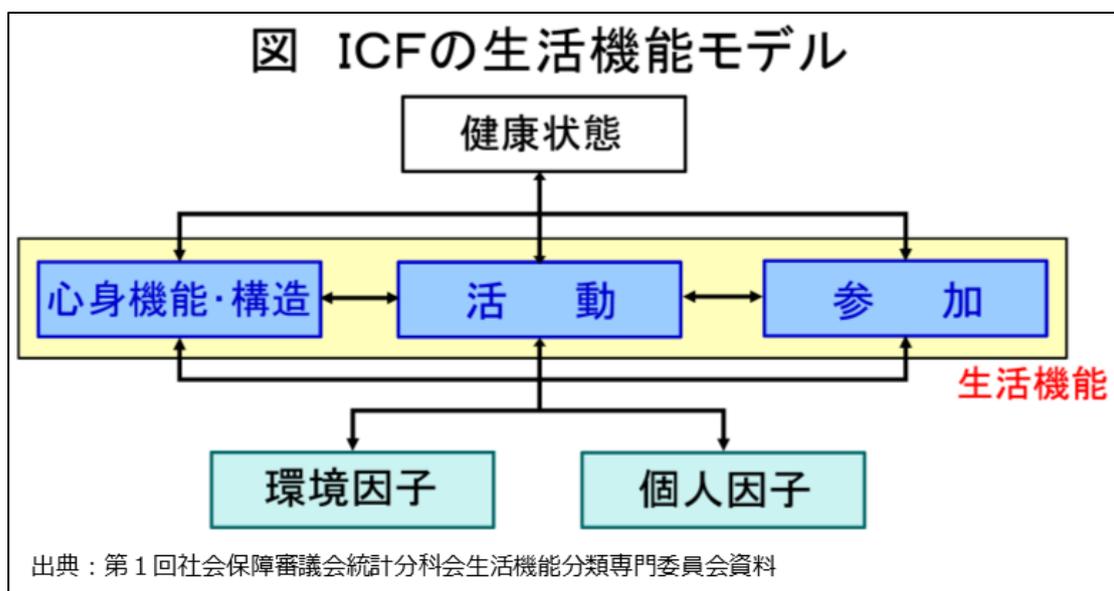
（出典：令和6年度 万国津梁会議 超高齢社会に対応する公共私連携に関する提言書（概要版）一部抜粋）

## 第1章 地域リハビリテーションの基本的考え方

### 1. リハビリテーションとは

リハビリテーションは、単に身体機能の回復訓練に留まらず、世界保健機関（WHO）が提唱する国際生活機能分類（ICF）の考え方を基盤とした、全人的かつ包括的なプロセスであると定義されます。

具体的には、身体機能の回復や維持のみならず、日常生活動作（ADL）の自立、社会参加の促進、生活環境の調整、心理社会的な支援、さらには疾病の予防やフレイル対策といった健康寿命延伸に向けた取り組みまでを含みます。これは、単一の専門職による介入に限定されず、医療、介護、福祉、保健、教育、労働など、多分野にわたる専門職や関係機関、そして地域住民が連携・協働して、対象者の主体性を尊重しながら生活全体を支援する、極めて広範で包括的なアプローチです。



### 2. 地域リハビリテーションとは

一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会より下記のとおり定義されています。

地域リハビリテーションとは、障害のある子供や成人・高齢者とその家族が、住み慣れたところで、一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行なう活動のすべてを言う。

（2016年 日本リハビリテーション病院・施設協会）

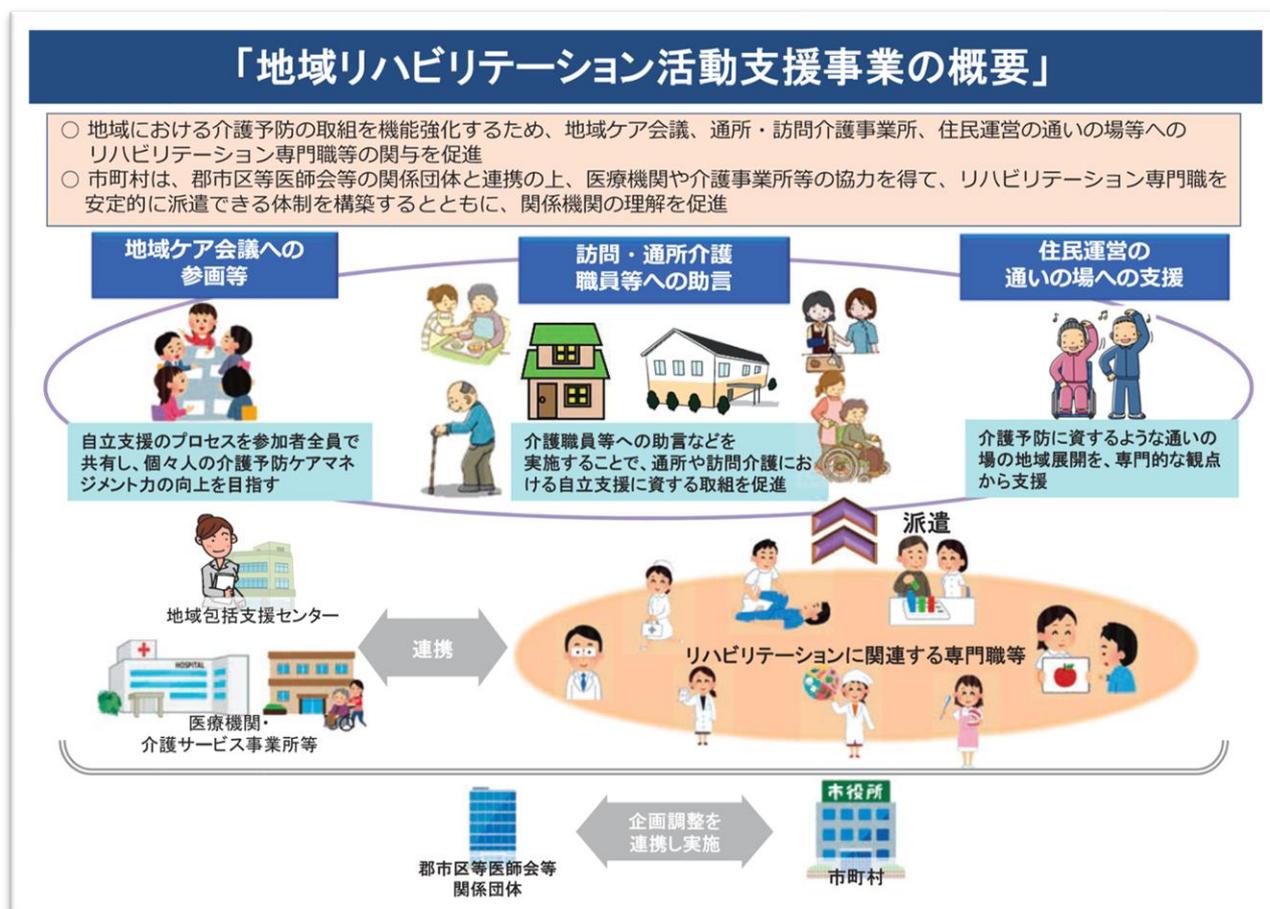
これらの考え方に沿って、市町村の地域支援事業による高齢者の自立支援・重度化防止に資する多分野の専門職や関係機関等が連携して実施する地域リハビリテーションをより一層推進する支援体制を構築することが必要となります。

具体的には、可逆性があるとされる高齢者のフレイル（虚弱）状態の改善に資する「運動」、「栄養」、「社会参加」を組み合わせた効果的なアプローチを行うため、継続的な専門職の派遣調整機能や専門職が地域で専門性をより発揮できるための人材育成体制の構築が重要となります。

### 3. 地域リハビリテーション活動支援事業

地域リハビリテーション活動支援事業は、市町村の一般介護予防事業に位置付けられ、地域において専門的知見に基づいた効果的な自立支援・介護予防の取組を行うため、通所・訪問系サービス、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へ専門職の関与を促進する事業であり、単なる機能訓練ではなく、栄養・口腔等を組み合わせた多職種による包括的なアプローチが重要となります。

令和6年度の地域支援事業実施要綱の改正により、現在は民間事業者も含めた多様な主体へ専門職が関与し、地域全体の介護予防の取組を強化していくことが期待されています。

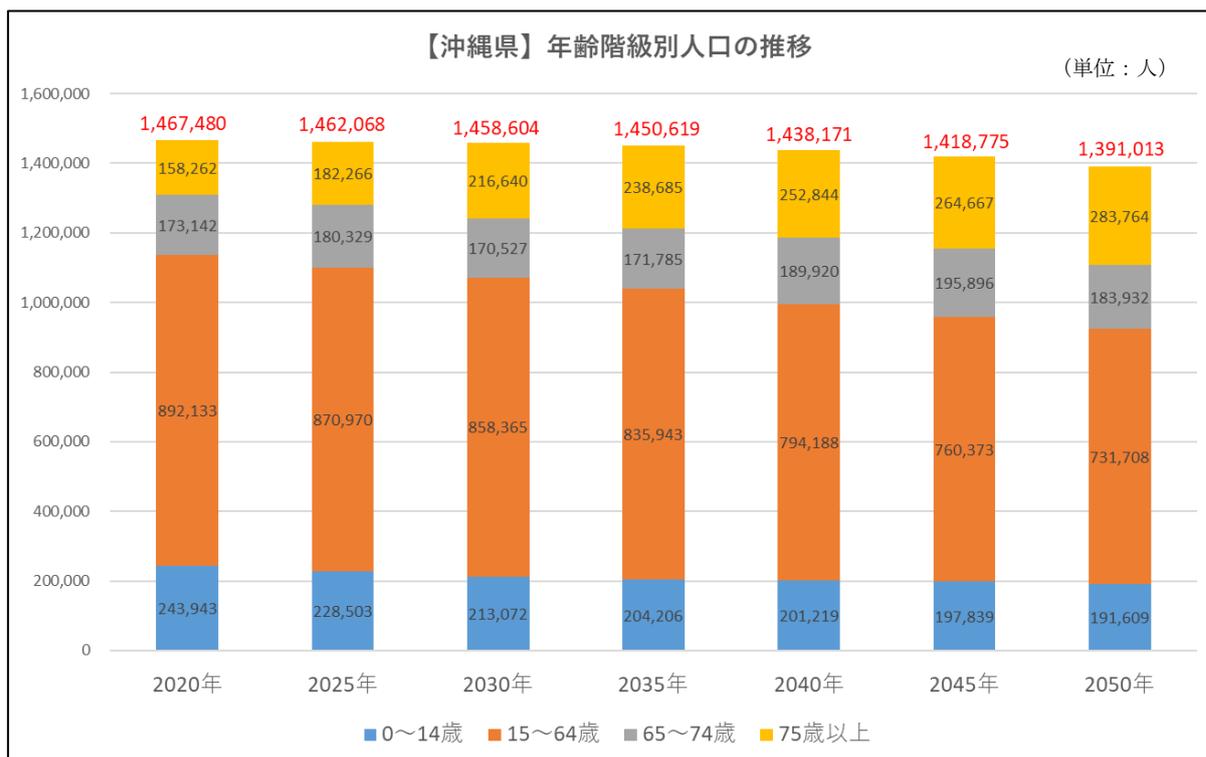


## 第2章 地域リハビリテーションの現状と課題

### 1. 沖縄県の人口推計

沖縄県の人口は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少していく一方、高齢者人口（65歳以上）は増加し続けることが推計されています。

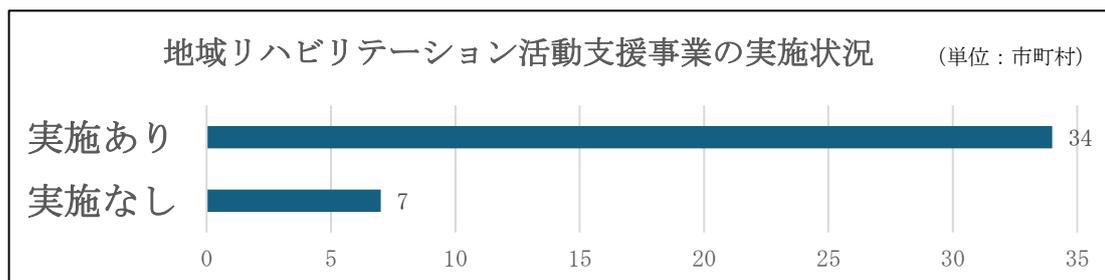
具体的には、高齢者人口は令和2年（2020年）の約33万人から令和32年（2050年）には約47万人に増加する見込みとなっています。



「出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口」

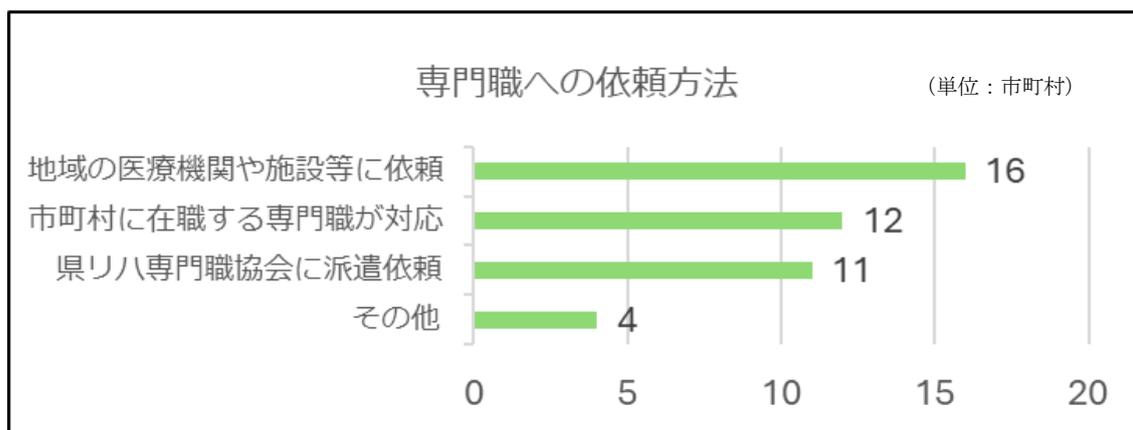
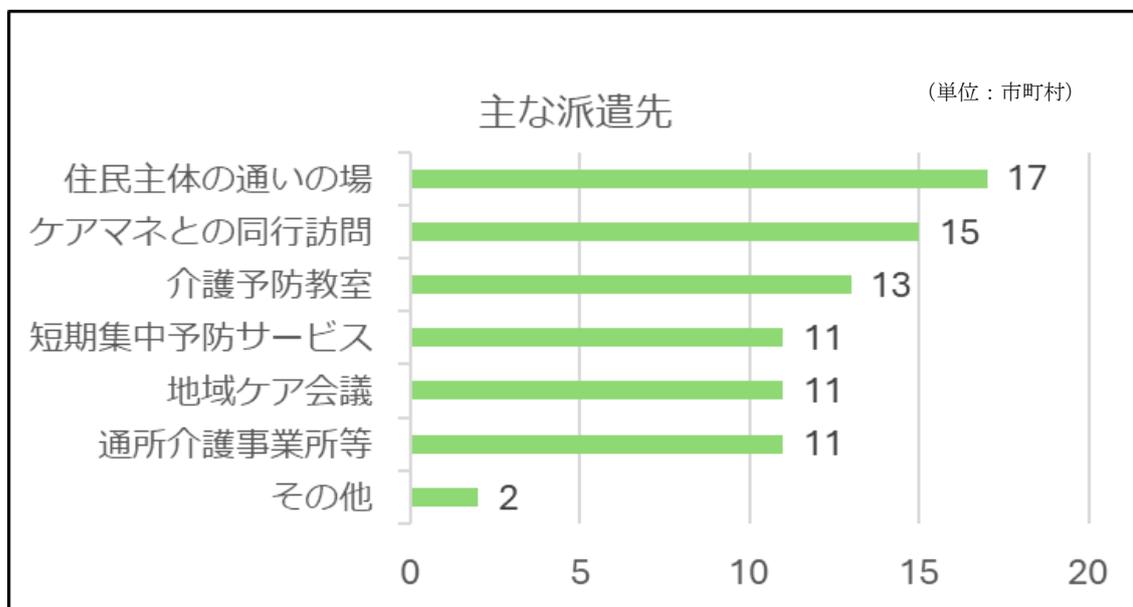
### 2. 地域リハビリテーション活動支援事業の実施状況（令和7年3月現在）

市町村における地域リハビリテーション活動支援事業の実施状況は、41市町村中、34市町村が実施しており、7市町村は未実施となっています。特に小規模離島など専門職人材の乏しい地域では、安定的な専門職の確保が課題となっています。



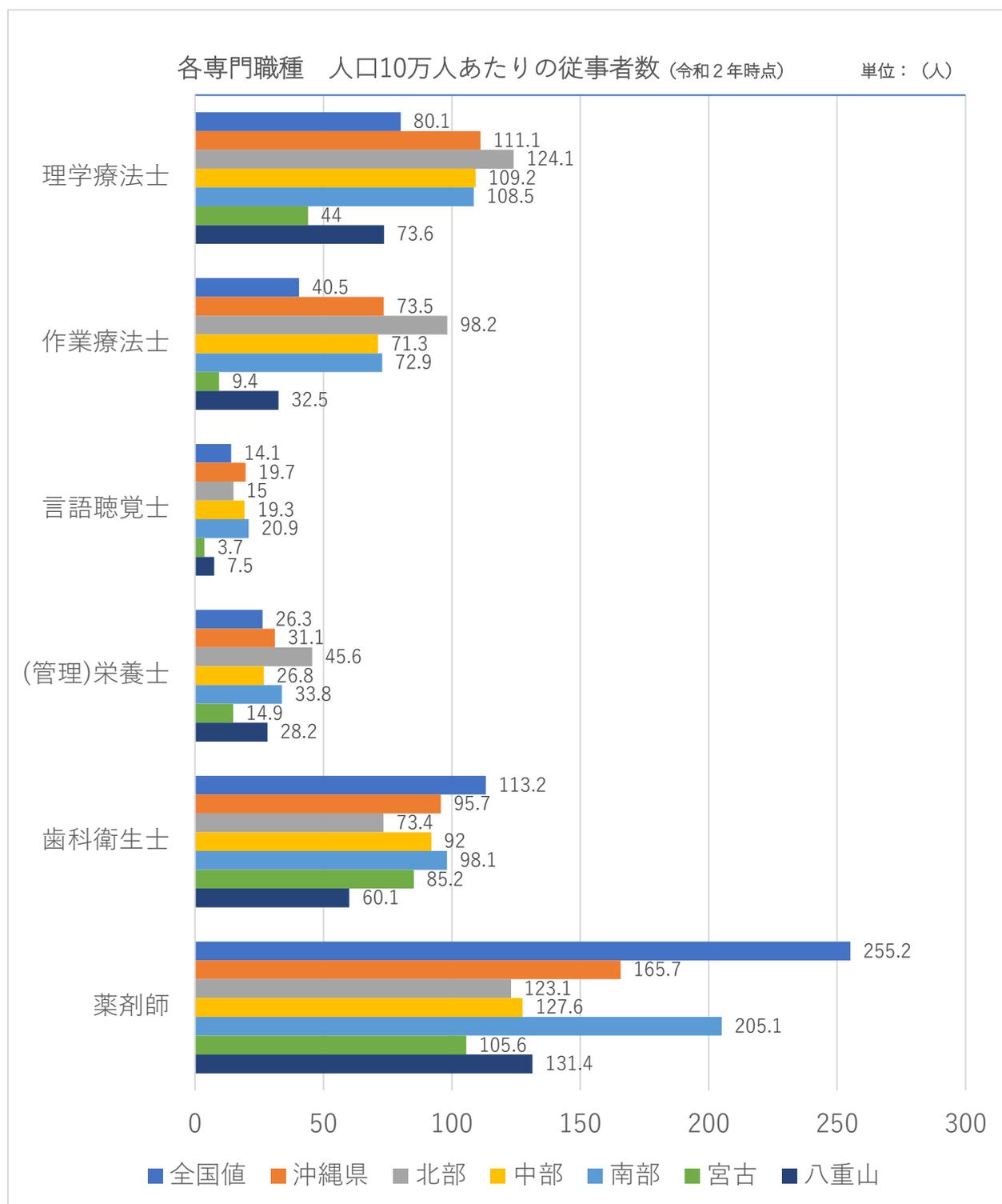
同事業による専門職の主な派遣先は、住民主体の通いの場が 17 市町村と最も多く、次いでケアマネジャーとの同行訪問による派遣が 15 市町村となっています。

専門職の派遣依頼は、地域の医療機関や施設等への直接依頼が 16 市町村と最も多く、次いで市町村に在職する専門職による対応が 12 市町村となっています。



### 3. 県内専門職従事者数

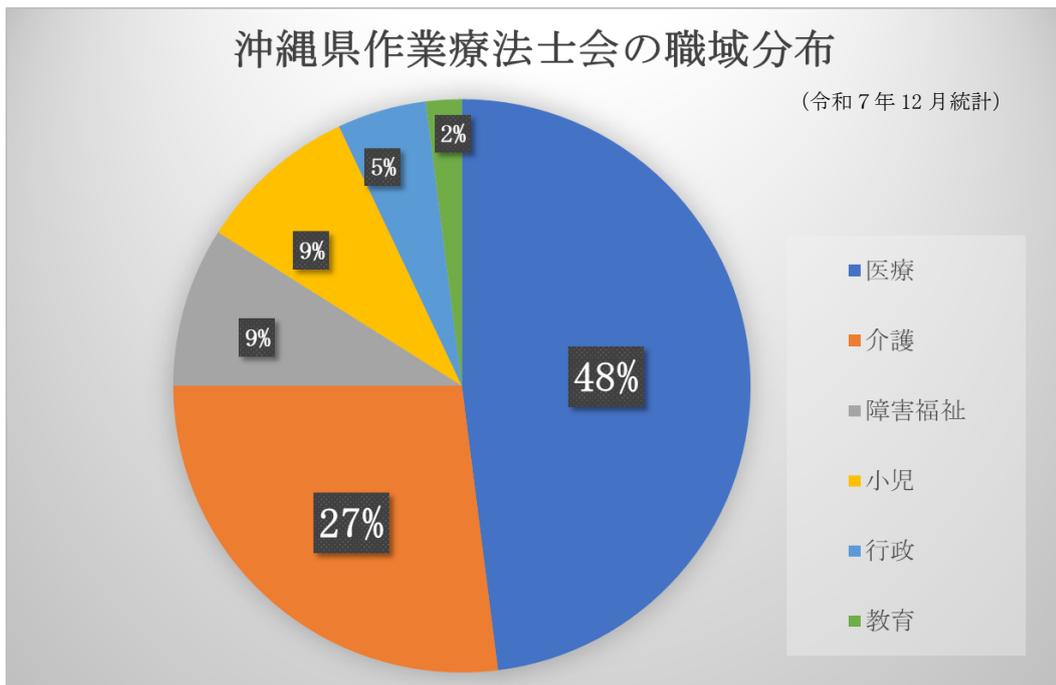
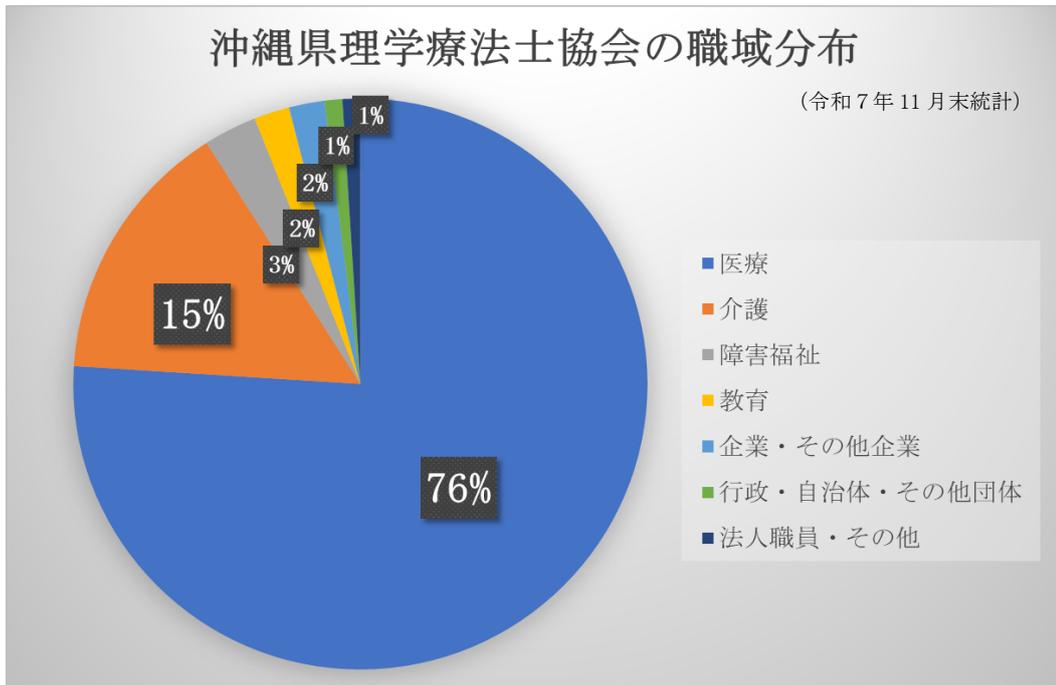
県内専門職の人口10万人あたりの従事者数は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士・栄養士において全国値以上となっていますが、歯科衛生士、薬剤師は全国値を下回っている状況です。また、職種によって圏域別で従事者数に差があり、特に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士において宮古圏域の従事者数が最も少ない状況となっています。

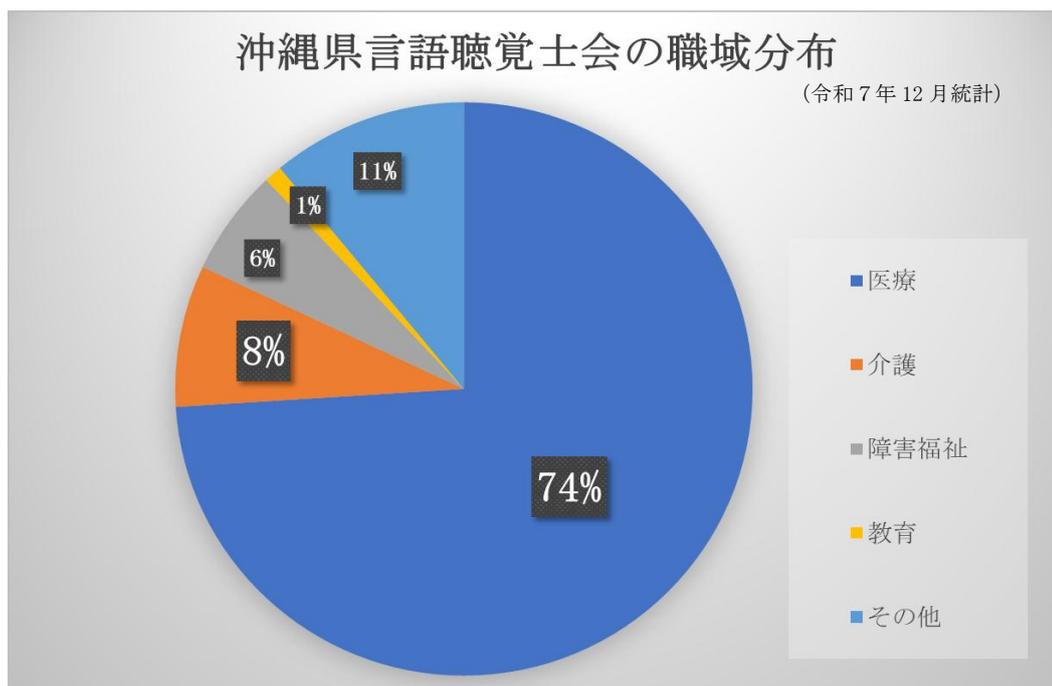


#### 4. 県内専門職の職域分布

地域リハビリテーションの軸を担うリハビリ専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の職域分布は、医療機関・介護施設で約7～9割を占めています。一般的に医療機関等に所属する専門職は、入院患者及び介護サービス利用者に対するリハビリテーションに従事しているため、地域リハビリテーション活動への参加には制約があります。

そのため、医療機関・介護施設等管理者の地域リハビリテーションへの理解・協力の促進や専門職を地域へ継続的に派遣するための広域的な支援体制を構築する必要があります。





#### 5. 地域リハビリテーションに関する人材育成体制

地域リハビリテーションに関する専門職に対する人材育成として、県や職能団体による研修会を実施していますが、リエイブルメント（※）の考え方をを用いた介護予防サービスなど、専門職に一定のスキルが求められる取組について、広域的に人材育成を行う支援体制を構築する必要があります。

#### ※リエイブルメント

「Re ablement = 再びできるようになる」という意味で、単に身体機能の回復を目指すのではなく、本人が抱える生活課題の解決に向けて、専門職が徒手でのアプローチや自宅にない運動器具などを使用せず、動機付け面談を中心行い、対象者の自信と能力を引き出し、セルフマネジメントの獲得を目指す自立支援プログラムです。

## 第3章 地域リハビリテーション推進にあたっての基本理念

### <キャッチフレーズ>

#### 高齢者フレンドリー社会を支える地域リハ～自分らしいシニアライフをいつまでも～

<意味>すべての高齢者にとって多様な選択があり、高齢者に寄り添ったサービスを提供できる「高齢者フレンドリー社会」を専門的知見で支える地域リハ支援体制の構築と取組の推進を目指し、虚弱となった高齢者が自分らしい生活のリエイブルメント（再びできるように）に取り組む地域を目指すキャッチフレーズ。

第9期～第10期介護保険事業計画期間内に高齢者に対する地域リハ支援体制の確立を目指す。

### <基本理念>

住み慣れた地域で自立した日常生活を続けることができるよう、住民や市町村の取組を中心に、医療・保健・介護・福祉が地域リハビリテーションの視点から一体的な支援を切れ目なく提供できる体制を共に作りあげる。

### <<基本方針>>

#### 1. 沖縄県リハビリテーション支援センターの設置及びセンター機能の充実

地域リハビリテーション推進の中核機関となる沖縄県リハビリテーション支援センター及び二次医療圏域を担う地域リハビリテーション支援センターを指定し、地域リハビリテーション推進体制の構築及びセンター機能の充実を図ります。

#### 2. 市町村による地域リハビリテーション活動の充実

専門職団体及び地域リハビリテーション支援センター等との連携体制の構築により、市町村における多職種協働による地域リハビリテーション活動支援事業のより一層の充実を支援し、住民主体の活動をはじめとする効果的な介護予防事業を促進します。

#### 3. 医療機関・介護施設等の協力及び専門職団体との連携により、専門職を継続的かつ安定的に派遣できる体制の構築

地域での生活をイメージしたサービス利用者へのリハビリテーションを提供するため、医療機関・介護施設等に所属する専門職へ地域活動の機会とするとともに、地域リハビリテーション支援センター及び専門職団体との連携により、小規模離島など専門職人材の乏しい地域を含めた継続的・安定的な派遣体制を構築します。

#### 4. 専門職の人材育成

県リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション支援センターが中心となり専門職を対象に人材育成に資する研修を定期的で開催し、資質の向上を図ります。

## 5. 住民、医師、専門職の地域リハビリテーションに関する理解促進及び意識向上

地域リハビリテーションは、住民をはじめ地域の機関・組織が協力し合って行う幅広い活動であるため、このようなリハビリテーションに関する理解の促進及び意識向上を図るため、住民、医師、専門職に対する地域リハビリテーションの普及啓発を推進します。

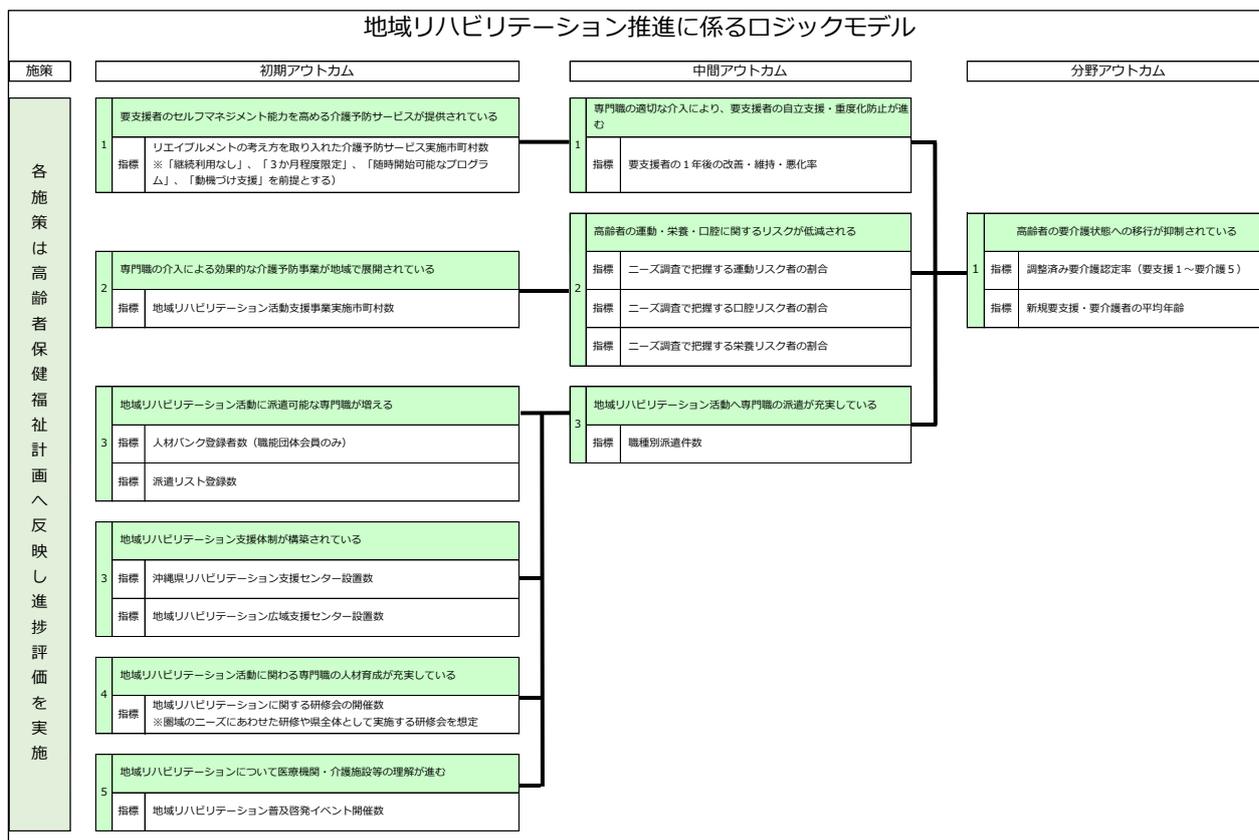
## 6. 多職種による情報共有等の連携強化

地域リハビリテーション支援センターや職能団体が連携し、多職種による連携強化のためのコンソーシアム研修やネットワーク会議等を行い、多職種協働による地域リハビリテーションの推進を図ります。

## 7. 地域リハビリテーション推進に係る施策の事業評価の実施

地域リハビリテーションの推進に係る施策及び事業の実効性の向上を図るため、地域リハビリテーションにより目指す姿やそのために取り組む施策等の関係性を体系立てて明示するとともに、その進捗を評価するための指標、数値目標を設定し、市町村や関係機関と進捗状況を共有し連携しながら取組の推進を図ります。

また、施策及び事業評価にあたっては、施策等の実施状況（アウトプット）のみならず、施策等が地域住民の介護予防や自立支援などの成果（アウトカム）の向上に効果を発揮しているかという観点で評価を行い、必要に応じてより効果的な施策等に見直しを行うなど、政策循環の強化を図ります。

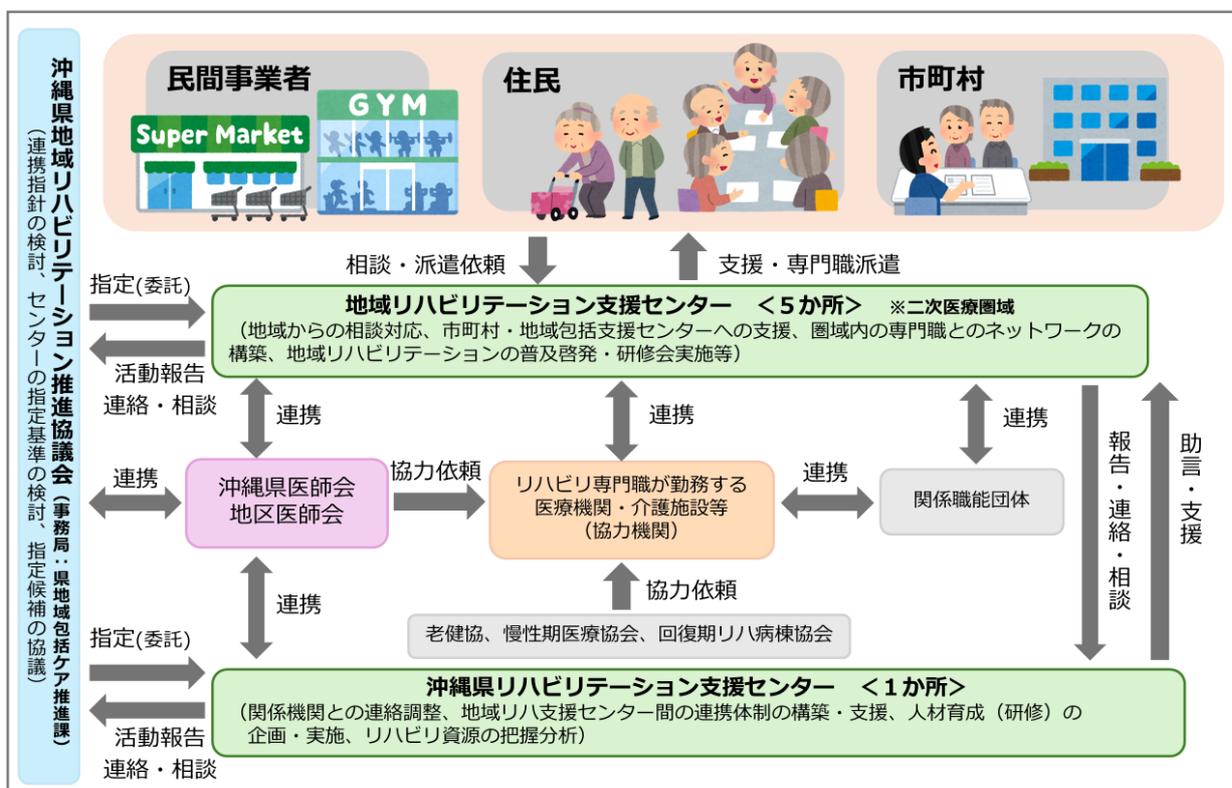


## 第4章 沖縄県地域リハビリテーション支援体制の整備と関係機関の役割

### 1. 沖縄県地域リハビリテーション支援体制図

第3章に掲げた基本理念（住み慣れた地域で自立した日常生活を続けることができるよう、住民や市町村の取組を中心に、医療・保健・介護・福祉が地域リハビリテーションの視点から一体的な支援を切れ目なく提供できる体制を共に作りあげる。）のもと、関係団体等との連携を図りながら、次のような地域リハビリテーション支援体制を各圏域の実情に応じて構築します。

### 沖縄県が目指す地域リハビリテーション支援体制



## 2. 関係機関の役割（期待される役割）

### （1）沖縄県

「高齢者保健福祉計画」と整合性を図り、地域リハビリテーションの取組の実施及び進捗評価等を行う。

保健・医療・福祉等の関係者で構成される「沖縄県地域リハビリテーション推進協議会」の運営を行う。

地域リハビリテーションの活動を推進する中核機関として「沖縄県リハビリテーション支援センター」（仮称）を県に1か所指定するとともに、地域のリハビリテーション活動への支援を行う機関として二次医療圏域毎に概ね1か所「地域リハビリテーション支援センター」（仮称）を指定する。

### （2）沖縄県地域リハビリテーション推進協議会

本協議会は、沖縄県、県医師会、職能団体、病院・介護施設協会、市町村等で構成され、地域リハビリテーション支援の適正かつ円滑な推進に関する事、地域リハビリテーション支援体制に係る連携指針に関する事、沖縄県リハビリテーション支援センター及び地域リハビリテーション支援センターの指定に関する事等について、意見を述べ、地域リハビリテーションの推進を図る。

### （3）沖縄県リハビリテーション支援センター（仮称）

地域リハビリテーション支援体制の中核機関として、各圏域に設置する地域リハビリテーション支援センター（仮称）や県医師会、リハビリテーション関係団体との連携やネットワークの構築を図る。

各圏域の地域リハビリテーション支援センター（仮称）との連絡会議を開催し、圏域ごとの課題を集約し、課題解決のための支援策の検討や研修会等を実施する。

リエイブルメントの手法やその他地域リハビリテーションに関連する技術を習得するための人材育成を企画し実施するとともに、必要に応じて県内のリハビリ資源に関する調査の実施等、各圏域における地域リハビリテーションの取組を支援する。

災害リハビリテーション支援体制の構築に向けて、県 JRAT との連携を図る。

### （4）地域リハビリテーション支援センター（仮称）

圏域内の協力機関（医療機関・介護保険施設等）や専門職団体と連携を図り、市町村の介護予防事業等へ継続的・安定的な専門職派遣の体制を構築し、市町村、介護保険施設、民間事業者等の相談を受け、依頼内容に応じて適切な助言や専門職を派遣する派遣調整機能を担う。

また、圏域内の関係機関（市町村、地区医師会、専門職団体等）と連絡会議を開催し、圏域内の地域リハビリテーションの推進にかかる課題の把握を行うとともに、県リハビリテーション支援センター（仮称）との連絡会議や沖縄県地域リハビリテーション推進協議会へ報告する。

県リハビリテーション支援センター（仮称）や専門職団体等と連携し、圏域内での研修会の実施や地域リハビリテーションに関する普及啓発等を行い、圏域での地域リハビリテーションの推進を図る。

#### （５）沖縄県医師会・地区医師会

医療機関に対し、所属する専門職を地域へ派遣することに対する理解や協力の推進及び所属する専門職が地域リハビリテーションへ参画しやすい環境づくりを図る。

#### （６）沖縄県歯科医師会

歯科医療機関等に対し、所属する専門職（主に歯科衛生士）を地域へ派遣することに対する理解や協力の推進及び所属する専門職が地域リハビリテーションへ関わりやすい環境づくりを図る。

#### （７）沖縄県薬剤師会

会員に対して地域リハビリテーションに関する普及啓発を行う。

薬剤師に対する人材育成の実施や県リハビリテーション支援センター（仮称）・地域リハビリテーション支援センター（仮称）等が実施する研修会を周知し会員の参加を促進する。また、高齢者の服薬管理等に関する出前講座や地域ケア会議の助言者など、市町村の地域支援事業への派遣促進を図る。

#### （８）沖縄県老人保健施設協議会、沖縄県慢性期医療協会、沖縄回復期リハビリテーション病棟協会

会員病院・施設等に対し、所属する専門職を地域へ派遣することに対する理解や協力の推進及び所属する専門職が地域リハビリテーションへ関わりやすい環境づくりを図る。

#### （９）医療機関・介護保険施設等

医師をはじめとする職員の地域リハビリテーションに関する理解の醸成や市町村、地域リハビリテーション支援センターの依頼に応じ、専門職の派遣に協力する。

地域リハビリテーションに関する人材育成研修等への職員の積極的な参加を促進する。

(10) 沖縄県介護支援専門員協会

利用者（高齢者等）が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、介護支援専門員に対し、専門職と連携したアセスメント及び自立支援ケアマネジメントに係る研修や地域リハビリテーションに関する普及啓発を行い、利用者の身体機能やADL改善、社会参加を支援するケアマネジメントの推進を図る。

(11) 沖縄県リハビリテーション専門職協会（沖縄県理学療法士協会、沖縄県作業療法士会、沖縄県言語聴覚士会）

各団体の会員に対する地域リハビリテーションに関する普及啓発を行う。

各団体による専門職の人材育成の実施や県リハビリテーション支援センター（仮称）・地域リハビリテーション支援センター（仮称）等が実施する研修会を周知し会員の参加を促進する。

(12) 沖縄県栄養士会

会員に対する地域リハビリテーションに関する普及啓発を行う。

管理栄養士、栄養士に対する人材育成の実施や県リハビリテーション支援センター（仮称）・地域リハビリテーション支援センター（仮称）等が実施する研修会を周知し会員の参加を促進する。また、フレイル予防の重要な要素である栄養について住民主体の通いの場への出前講座をはじめとする市町村の地域支援事業へ派遣促進を図る。

(13) 沖縄県歯科衛生士会

会員に対する地域リハビリテーションに関する普及啓発を行う。

歯科衛生士に対する人材育成の実施や県リハビリテーション支援センター（仮称）・地域リハビリテーション支援センター（仮称）等が実施する研修会を周知し会員の参加を促進する。また、フレイル予防の重要な要素である口腔ケアについて住民主体の通いの場への出前講座をはじめとする市町村の地域支援事業へ派遣促進を図る。

(14) 市町村・地域包括支援センター

地域リハビリテーション支援センター（仮称）や関係団体と連携を図り協力を得て、住民主体の通いの場等での地域住民に対する生活機能向上に資する運動、栄養、口腔機能の維持・向上に関する出前講座等の実施や、地域包括支援センター職員（保健師、（主任）介護支援専門員、社会福祉士）と専門職による同行訪問アセスメント、リエイブルメントの手法を用いたサービス活動事業の実施による機能改善等、一般介護予防事業をはじめとした地域支援事業の充実・強化を図る。

(15) 住民

県民ひとりひとりが自身の健康維持・介護予防に関心を持ち、生活習慣を見直したり、疾病予防や介護予防の取組を生活の中で実践するなど地域全体の意識を高めるとともに、住民主体の通いの場をはじめとした社会活動や地域における支え合い活動へ参加するなど、自身が支える側となり地域づくりに参画することが期待される。